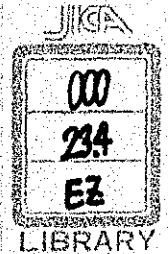


日本海外移住振興株式会社法

附定款



国際協力事業団

受入 月日	'87.12.18	000
登録 No.	08823	23.4
		EZ

マイクロ  
フィッシュ作成



# 日本海外移住振興株式会社法

昭和三十年法律第百零九号（昭和三十年八月五日公布）  
改正 昭和三十二年法律第百二十二号（昭和三十三年五月二十日公布）

## （会社の目的）

第一条 日本海外移住振興株式会社（以下「会社」という。）は、日本国民の海外移住を促進するため、渡航費の貸付並びに移住者及びその団体の行う農業、漁業、工業その他の事業に必要な資金の貸付を行うほか、必要に応じ、移住者を受け入れる事業に対する資金の貸付及び投資並びにその事業の経営を行うことを目的とする株式会社とする。

## （株式）

第二条 会社の株式は、額面株式とする。

## （政府の出資）

第三条 政府は、予算の範囲内において、会社に対して出資することができる。

## （商号の使用制限）

第四条 会社以外の者は、その商号中に日本海外移住振興株式会社という文字又はこれに類する文字を使用しては

ならない。

(取締役及び監査役の人数)

第五条 会社の取締役は、四人以内、監査役は、二人以内とする。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第六条 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、外務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(取締役の兼職制限)

第七条 会社の取締役は、他の報酬のある職務及び営業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(業務の範囲)

第八条 会社は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 外国へ移住する者に対し、渡航費を貸し付けること。

二 移住者及びその団体で外国において農業、漁業、工業その他の事業を行うものに対し、その事業に必要な資金を貸し付けること。

三 海外移住を促進するため必要があるときは、外国において農業、漁業、工業その他の事業を行う者で、本邦から移住する者をその事業に受け入れるものに対し、その事業に必要な資金を貸し付け、及び投資すること。

四 海外移住を促進するため必要があるときは、外国において本邦から移住する者を受け入れて農業、漁業、工業その他の事業を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2 会社は、前項第一号の渡航費の貸付の事務を外務大臣の指定する団体に委託することができる。

(渡航費の貸付に必要な資金の貸付)

第九条 政府は、予算の範囲内において、会社に対し、前条第一項第一号の渡航費の貸付に必要な資金を貸し付けることができる。

2 前項の資金の貸付の利率その他の条件は、政令で定める。

(業務の方法)

第十条 会社は、業務開始の際業務の方法を定め、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(営業年度)

第十一条 会社の営業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(事業計画等)

第十二条 会社は、毎営業年度の開始前に、当該営業年度の事業計画、資金計画及び收支予算を外務大臣に提出し

て、その認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

四

(借入金)

第十三条 会社は、弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(社債)

第十四条 会社は、社債を募集しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

2 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により、会社に現存する純財産額のいすれか少い額の五倍をこえてはならない。

3 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)第二条の規定は、会社が社債を発行する場合については、適用しない。

(一般担保)

第十五条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとす。

(手形の買取)

第十六条 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、外国銀行と、会社が外貨資金の借入のため当該外国銀行を受取人として振り出す手形を、その満期の日の前日までに買い取る旨の契約をすることができる。

(利息債務の保証)

第十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の外貨資金の借入に係る利息債務について、保証契約をすることができる。

(政府所有株式の後配)

第十八条 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第一条の規定にかかわらず、毎営業年度において配当することができる利益金額が政府以外の者の所有する株式に対し年百分の六の割合に達するまでは、政府の所有する株式に対し利益を配当することを要しない。

2 会社は、政府以外の者の所有する株式に対し年百分の六の割合をこえて利益の配当をする場合は、その割合をこえて配当することができる利益金額を、政府以外の者の所有する株式に対しては一、政府の所有する株式に対しては四の割合で配当しなければならない。ただし、政府の所有する株式に対する利益の配当が年百分の八の割合をこえることとなる場合は、この限りでない。

(重要財産の譲渡等)

第十九条 会社は、その所有する不動産その他の重要な財産で外務省令で定めるものを譲渡し、交換し、若しくは

担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(財産目録等の提出)

第二十条 会社は、定時総会の終了後、遅滞なく、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を外務大臣に提出しなければならない。

(監督)

第二十一条 会社は、外務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 外務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(定款の変更等)

第二十二条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、外務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(協議)

第二十三条 外務大臣は、第十条、第十二条、第十三条、第十四条第一項、第十九条及び前条の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(報告の徴取及び検査)

第二十四条 外務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、会社から報告を徴し、又はその職



員に、会社の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第二十五条 会社の取締役、監査役その他の職員が、その職務に関して、わいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3 第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の例に従う。

第二十六条 前条第一項に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二十七条 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第十二条の規定に違反して、事業計画、資金計画又は收支予算を提出しなかつたとき。
- 二 第十三条の規定に違反して、資金を借り入れたとき。
- 三 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、社債を募集したとき。
- 四 第十九条の規定に違反して、重要な財産を譲渡し、交換し、若しくは担保に供し、又は取得したとき。
- 五 第二十条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表又は損益計算書を提出しなかつたとき。
- 六 第二十一条第二項の規定に基く命令に違反したとき。

第二十九条 第四条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

#### 附則

##### (施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

##### (会社の設立)

- 2 外務大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に關して發起人の職務を行わせる。
- 3 設立委員は、定款を作成したときは、外務大臣の認可を受けなければならない。
- 4 外務大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

5 政府は、会社の設立に際し、一億円に相当する株式を額面価額で引き受けるものとする。

6 設立委員は、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならぬ。

7 株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。

8 商法第六百六十七条及第八十一条の規定は、会社の設立については、適用しない。

(商号についての経過規定)

9 第四条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本海外移住振興株式会社という文字又はこれに類する文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

(営業年度等の特例)

10 会社の最初の営業年度は、第十一条の規定にかかわらず、会社の設立の日始まり、昭和三十一年三月三十一日に終る。

11 会社の最初の営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第十二条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「最初の営業年度の開始後遅滞なく」と読み替えるものとする。

(昭和三十年度的における手形買取契約等の限度額)

12 政府が、第十六条の規定により手形を買い取る旨の契約をすることができる限度額及び第十七条の規定に基き保証契約をすることができる限度額は、昭和三十年度的においては、それぞれ、十億八千万円及び一億二千九百六

十万円を契約の締結の時に於ける基準外国為替相場（外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項の基準外国為替相場をいう。）により換算してアメリカ合衆国通貨をもつて表示した額とする。

（租税特別措置法の一部改正）

13 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の三の次の一条を加える。

第十条の四 日本海外移住振興株式会社が左の各号に掲げる事項について登記を受ける場合における登録税は、これを免除する。ただし、資本の金額又は増加資本の金額のうち政府の出資に係る部分に限る。

一 会社の設立

二 会社の資本の増加

# 日本海外移住振興株式会社定款

(昭和三十年九月二十七日)

改正

昭和三十年十二月二十八日

昭和三十一年五月二十五日

昭和三十一年十二月十日

昭和三十三年四月八日

昭和三十三年二月二十四日

昭和三十四年五月二十七日

昭和三十一年一月二十八日

## 第一章 総 則

(商号)

第一条 本会社は、日本海外移住振興株式会社法により設立し、日本海外移住振興株式会社と称する。

2 前項の商号は、英文では Japan Emigration Promotion Co., Ltd. とする。

(目的)

第二条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

一 外国へ移住する者に対し、渡航費を貸し付けること。

二 外国において移住者及びその団体の行う農業、漁業、工業その他の事業に必要な資金の貸付を行うこと。

三 外国において農業、漁業、工業その他の事業を行う者で、本邦から移住する者とその事業に受け入れるものに対し、その事業に必要な資金を貸し付け、及び投資すること。

四 外国において本邦から移住する者を受け入れて農業、漁業、工業その他の事業を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

(本店所在地)

第三条 本会社は、本店を東京都千代田区に置き、支店をパラグアイ共和国アスンシオン市に置く。

及び、アールゼンタン共和国フエノスアイレス市

(公告の方法)

第四条 本会社の公告は、官報に掲載して行い。

第二章 株式

(株式の総数)

第五条 本会社の発行する株式の総数は、<sup>六</sup>五百万株とする。

(額面株式一株の金額)

第六条 本会社の発行する株式は、額面株式とし、一株の金額は、五百円とする。

(株券の種類)

第七条 本会社の発行する株式は、記名式とし、その株券の種類は一株券、十株券、百株券、千株券、一万株券及び十萬株券の六種とする。

(株式取扱規則)

第八条 本会社の株式の名義書換、質権の得喪、株券の再発行、信託財産の表示及び抹消その他株式に関する手続及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。

(届出)

第九条 株主、登録質権者又はその法定代理人もしくは代表者が日本国内に住所又は居所を有しないときは、日本国内に仮住所又は常任代理人を定め、これを本会社に届け出るものとする。その変更があつたときも同様とする。

2 前項の届出をしない者に対しては、そのために生じた損害については、本会社は、その責に任じない。

第三章 株主總會

(招集)

第十条 本会社の定時株主總會は、毎年五月、臨時株主總會は必要がある場合に随時、取締役会の決議に基いて、社長がこれを招集する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第十一条 株主總會の議長は、社長がこれに当る。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(決議方法)

第十二条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定がある場合の外は、出席した株主の議決権の過半数をもつて行う。

(議決権の代理行使)

第十三条 株主又は法定代理人は、本会社の株主に委任して、その議決権を行使することができる。但し、株主が政府又は法人である場合には、政府職員又は法人の役員若しくは従業員をして議決権を行使せしめることができる。

2 前項の場合においては、総会毎にあらかじめ本会社に委任状を提出しなければならない。

#### 第四章 役員及び取締役会

(取締役の選任決議)

第十四条 取締役の選任の株主総会には、発行済株式の総数の三分の一以上に当る株式を有する株主の出席を要し、その決議は、議決権の過半数をもつてする。

2 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第十五条 取締役の任期は、就任後第二回の定時株主総会終結のときまでとする。

2 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は他の取締役の残任期間と同一とする。

(社長、専務取締役及び常務取締役の選任及びその権限)



第十六条 本会社に、代表取締役として社長一名をおく。

2 本会社に、専務取締役一名、常務取締役若干名をおく。

3 専務取締役は、社長を補佐し、社長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 常務取締役は、社長を補佐し、取締役会の定めるところにより、業務を分掌する。

(取締役会)

第十七条 取締役会に関する事項は、取締役会規程による。

2 取締役会を招集するには、会日より三日前に各取締役にその通知を発するものとする。但し、緊急やむを得な

いときは、この期間を短縮することができる。

(相談役及び顧問)

第十八条 本会社に、取締役会の決議により、相談役及び顧問若干名を置くことができる。

(監査役の任期)

第十九条 監査役の任期は、就任後第一回の定時株主総会終結のときまでとする。

2 第十五条第二項の規定は、監査役に準用する。

第五章 計 算

(営業期)

第二十條 本会社の営業年度は、一営業期とし、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(利益配当)

第二十一条 株主配当金は、毎決算期において株主名簿に記載された株主又は登録質権者に支払う。

2 前項の配当金については、株主が受領遅滞の日から起算して三年以内に受領しないときは、本会社は支払の義務を免れる。

3 株主配当金には、前項の期間内であつても利息を附さない。

(政府所有株式の後配)

第二十二条 本会社は、毎營業年度における配当することができる利益金額が政府以外の者の所有する株式の額面総額に対し年百分の六の割合に達するまでは、政府の所有する株式に対し利益の配当を行わない。

2 本会社は、政府以外の者の所有する株式の額面総額に対し年百分の六の割合をこえて利益の配当をする場合は、その割合をこえて配当することができる利益金額を、政府以外の者の所有する株式に対しては一、政府の所有する株式に対しては四の割合で配当する。但し、政府の所有する株式に対する利益の配当が年百分の八の割合をこえることとなる場合は、この限りでない。

附則

(設立に際して発行する株式)

第二十三条 本会社の設立に際して発行する株式の総数は参拾五万株とする。

(設立の際の出資)

第二十四条 本会社の設立に際し、政府は、一億円を出資し、これに対し貳拾万株を割り当てる。

(最初の営業期)

第二十五条 本会社の最初の営業期は、本会社成立の日から昭和三十一年三月三十一日までとする。

(最初の取締役の任期)

第二十六条 本会社の最初の取締役の任期は、その就任後第一回定時株主総会終結のときまでとする。

(設立費用)

第二十七条 本会社の設立費用は、参百万円以内とする。

